

平成 26 年度 第 2 回

運行管理者試驗問題(旅客)

注 意

1. これは試験問題です。問題は、1ページから30ページまでの30問です。
 2. 「試験始め」の合図と同時に、問題のページ数を確認して下さい。
もし、印刷の不明瞭なものやページ数が不足しているものがあった場合は、直ちに試験官に申し出て下さい。
 3. 答えは別の解答用紙に記入して下さい。(解答欄にある該当番号等の□を
■のように正しく黒く塗りつぶして下さい。)
 4. 答えを記入の際は、各問題の設問の指示に従い解答して下さい。
なお、設問で求める数と異なる数の解答をしたもの、及び複数の解答を求める問題で一部不正解のものは、正解としません。
 5. 参考書、携帯電話(その他の通信機器を含む。)及び電卓その他計算機能があるすべてのものの使用を禁止します。
計算をする場合は、問題用紙の余白を使って下さい。

1. 道路運送法関係

問 1 一般旅客自動車運送事業に関する次の記述について、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、「営業所ごとに配置する事業用自動車の数」の事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、「自動車車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一般乗合旅客自動車運送事業者は、「主たる事務所の名称及び位置」の事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。

問 2 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)が、国土交通省令の定めにより、運行管理者に受けさせなければならない講習に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、新たに選任した運行管理者に、選任届出をした日の属する年度(やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度)に基礎講習又は一般講習(基礎講習を受講していない当該運行管理者にあっては、基礎講習)を受講させなければならない。
2. 事業者は、次の①又は②の場合には、当該事故又は当該処分(当該事故に起因する処分を除く。以下「事故等」という。)に係る営業所に属する運行管理者に、事故等があった日の属する年度及び翌年度(やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度及び翌々年度、国土交通省令の規定により既に当該年度に基礎講習又は一般講習を受講させた場合にあっては、翌年度)に基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。
 - ① 死者又は重傷者(法令に定める傷害を受けた者)を生じた事故(以下「事故」という。)を引き起こした場合
 - ② 道路運送法第40条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。以下「処分」という。)の原因となつた違反行為をした場合
3. 事業者は、運行管理者に、国土交通省令の規定(新たに選任した運行管理者、事故を引き起こした場合又は処分の原因となつた違反行為をした場合には、事故等に係る営業所に属する運行管理者に、基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。)により最後に基礎講習又は一般講習を受講させた日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。
4. 事業者は、事故を引き起こした場合又は処分の原因となつた違反行為をした場合には、事故等に係る営業所に属する運行管理者(当該営業所に複数の運行管理者が選任されている場合にあっては、統括運行管理者及び事故等について相当の責任を有する者として運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸支局長等」という。)が指定した運行管理者)に、当該事故の報告書を運輸支局長等に提出した日又は当該処分のあった日(運輸支局長等の指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日)から1年(やむを得ない理由がある場合にあっては、1年6ヶ月)以内においてできる限り速やかに特別講習を受講させなければならない。

問 3 次の記述のうち、旅客自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習であって国土交通大臣の認定を受けたもの（基礎講習）を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任すること並びにその者に対する指導及び監督を行うこと。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあっては、法令の規定による運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行い、事業用自動車の運転者に携行させ、及びその保存をすること。
3. 法令の規定により、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じること。
4. 事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該事業用自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導を行うこと。

問 4 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 乗務前の点呼においては、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検(日常点検)の実施又はその確認について報告を求めなければならない。
2. 乗務後の点呼は、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法)により行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求め、並びに酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、乗務を終了した運転者が他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った法令の規定による通告についても報告を求めなければならない。
3. 運転者が所属する営業所において、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。)により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、当該営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならないが、当該アルコール検知器が故障等により使用できない場合は、当該アルコール検知器と同等の性能を有したものであれば、当該営業所に備えられたものでなくてもこれを使用して確認することができる。
4. 点呼を行った際に記録しなければならない事項は、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容のほか、①点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名、②点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示、③点呼の日時、④点呼の方法、⑤その他必要な事項である。

問 5 次の自動車事故に関する記述のうち、一般旅客自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づく国土交通大臣への報告を要しないものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 乗客を乗せ走行中の一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者が不適切なブレーキ操作をしたため、車内の乗客が転倒し、当該乗客が12日間の医師の治療を要する傷害を負った。
2. 高速自動車国道法に定める高速自動車国道を走行していた事業用自動車が、前方に事故で停車していた乗用車の発見が遅れ、当該乗用車に追突した。さらに当該事業用自動車の後続車5台が次々と衝突する多重事故となつた。この事故で、当該高速自動車国道が2時間にわたり自動車の通行が禁止となつた。
3. 事業用自動車が雨天時に緩い下り坂の道路を走行中、前を走行していた自動車が速度超過によりカーブを曲がりきれずにガードレールに衝突する事故を起こした。そこに当該事業用自動車が追突し、さらに後続の自動車も次々と衝突する事故となり、9台の自動車が衝突し10名の負傷者が生じた。
4. 事業用自動車の運転者が、走行中ハンドル操作を誤り道路のガードレールに衝突する物損事故を起こした。当該事故の警察官への報告の際、当該運転者が道路交通法に規定する麻薬等運転をしていたことが明らかとなつた。

問 6 旅客自動車運送事業者の運転者の選任についての旅客自動車運送事業運輸規則の次の条文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

第35条(運転者の選任)

旅客自動車運送事業者は、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあっては、事業計画及び運行計画)の遂行に A 事業用自動車の運転者を B 選任しておかなければならない。

第36条

旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、次の各号の一に該当する者を前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 C 以内の期間を定めて使用される者
- 三 試みの使用期間中の者(D を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| 1. 十分な数の | 2. 2カ月 | 3. 必要に応じて |
| 4. 常時 | 5. 15日 | 6. 3カ月 |
| 7. 14日 | 8. 適した資格を有する | |

問 7 一般旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、特定の運転者に対して行わなければならない国土交通省告示で定める特別な指導等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 事業者は、常時選任する運転者その他事業用自動車の運転者を新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法に規定する自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者であって、雇い入れの日前3年間に他の事業者において当該事業者と同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されたことがない者には、当該事業者において初めて当該事業の事業用自動車の運転者として選任される前に初任運転者を対象とする特別な指導を実施する。
3. 事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、当該交通事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度事業用自動車に乗務を開始した後1ヶ月以内に実施する。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。
4. 事業者は、高齢運転者に対する特別な指導については、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。この指導は、適性診断の結果が判明した後1ヶ月以内に実施する。

問 8 旅客自動車運送事業の事業用自動車に係る記録等に関する次の記述のうち、

誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 一般乗合旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務中に道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因を運転者ごとに「乗務記録」に記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならない。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対して所定の事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。また、当該事業者は、この運送引受書の写しを運送を受けた日から1年間保存しなければならない。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車(タクシー業務適正化特別措置法の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。)の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該運転者に係る旅客自動車運送事業運輸規則で定める乗務員証に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これらを1年間保存しなければならない。

2. 道路運送車両法関係

問9 道路運送車両法の目的についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句と
していざれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての A 等を行い、
並びに B 及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての
 C を図り、併せて自動車の D の健全な発達に資することにより、
公共の福祉を増進することを目的とする。

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| A | 1. 公 証 | 2. 認 証 |
| B | 1. 耐久性の確保 | 2. 安全性の確保 |
| C | 1. 知識の向上 | 2. 技術の向上 |
| D | 1. 運送事業 | 2. 整備事業 |

問10 事業用自動車の日常点検基準についての次の記述のうち、走行距離、運行時
の状態等から判断した適切な時期に点検を行えばよいとされているものを2つ
選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. タイヤに亀裂及び損傷がないこと。
2. バッテリの液量が適当であること。
3. 原動機のファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルト
に損傷がないこと。
4. ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分である
こと。

問11 自動車の検査等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、法令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
2. 自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から1ヵ月以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
4. 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の1ヵ月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車の乗車定員は、12歳以上の者の数をもって表すものとする。この場合において、12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児2人に相当するものとする。
2. 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器には、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。
3. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間200メートルの距離から確認できる赤色又は橙色の灯光を発するものでなければならない。
4. 旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員30人以上の自動車(すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車を除く。)の非常口には、常時確実に閉鎖することができ、火災、衝突その他の非常の際に客室の内外からかぎその他の特別な器具を用いないで開放できる外開きのとびらを備えること。この場合において、とびらは、自重により再び閉鎖することがないものでなければならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める目的及び用語の意義についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。
2. 停車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。)、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
3. 追越しとは、車両が他の車両等に追い付いた場合において、その進路を変えてその追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ることをいう。
4. 道路標識とは、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路錆、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

問14 道路交通法に定める最高速度違反行為についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

車両の運転者が最高速度違反行為を当該車両の使用者(当該車両の運転者であるものを除く。以下同じ。)の A した場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な B を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に C することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを D することができる。

- | | | |
|---|------------|-----------|
| A | 1. 業務に関して | 2. 責務に関して |
| B | 1. 情報の管理 | 2. 運行の管理 |
| C | 1. 指導し又は助言 | 2. 命令 |
| D | 1. 助言 | 2. 指示 |

問15 交差点における通行方法等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。
2. 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
3. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等を徐行し、かつ、できる限り速やかな速度と方法で進行しなければならない。
4. 車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、当該車両等の進行妨害をしてはならない。

問16 車両等の運転者の遵守事項に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 車両等の運転者は、身体障害者用の車いすが通行しているとき、目が見えない者が道路交通法に基づく政令(以下「政令」という。)で定めるつえを携え、若しくは政令で定める盲導犬を連れて通行しているとき、耳が聞こえない者若しくは政令で定める程度の身体の障害のある者が政令で定めるつえを携えて通行しているときは、一時停止し、又は徐行して、その通行又は歩行を妨げないようにしなければならない。
2. 道路の左側部分に設けられた安全地帯の側方を通過する場合において、当該安全地帯に歩行者がいるときは、徐行しなければならない。
3. 自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の運転者は、政令で定めるやむを得ない理由があるとき等を除き、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置(当該乗車装置につき座席ベルトを備えなければならないこととされているものに限る。)に乗車させて自動車を運転してはならない。
4. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バス(専ら小学校、幼稚園等に通う児童、幼児等を運送するために使用する自動車で政令で定めるものをいう。)の側方を通過するときは、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

問17 道路交通法に定める自動車の運転者の遵守事項及び故障等の場合の措置に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車の運転者は、高速自動車国道又は自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)において自動車を運転しようとするときは、あらかじめ、燃料、冷却水若しくは原動機のオイル(以下「燃料等」という。)の量又は貨物の積載の状態を点検し、必要がある場合においては、高速自動車国道等において燃料等の量の不足のため当該自動車を運転することができなくなること又は積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。
2. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線(以下「本線車道等」という。)又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなったときは、政令で定めるところにより、停止表示器材を後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。
3. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道等において運転することができなくなったときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。
4. 自動車の運転者が、高速自動車国道等の本線車道等において故障その他の理由により当該自動車を運転することができなくなった場合に使用する点滅式停止表示灯の灯光の色は、橙色のものでなければならない。

4. 労働基準法関係

問18 労働基準法(以下「法」という。)の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3カ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の所定労働日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、法令の規定によって計算した金額を下ってはならない。
2. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(法第14条(契約期間等)第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年)を超える期間について締結してはならない。
3. 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が法第65条(産前産後)の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。
4. 法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

問19 労働基準法の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。また、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。
2. 使用者は、労働基準法及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、時間外労働及び休日労働に関する協定等を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。
3. 使用者は、法令の規定による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に有給休暇を与えることが事業の正常的な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
4. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)

に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢(1～8)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。

1. 拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり A を超えないものとする
こと。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び改善基準に定める特定運転者(いわゆる「高速バスの運転者」)については、労使協定があるときは、52週間のうち
 - B までは、4週間を平均し1週間当たり C まで延長することができる。
2. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、D とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間にについて2回以内とすること。

- | | | | |
|----------|----------|----------|------------|
| 1. 16 時間 | 2. 18 時間 | 3. 16 週間 | 4. 18 週間 |
| 5. 40 時間 | 6. 44 時間 | 7. 65 時間 | 8. 71.5 時間 |

問21 一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業(以下「バス事業」という。)の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 使用者は、バス事業に従事する自動車運転者(以下「バス運転者」という。)の休息期間については、勤務終了後、継続8時間以上与えなければならぬ。ただし、業務の必要上、勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。
2. 労使当事者は、時間外労働協定においてバス運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内の一定の期間とするものとする。
3. 使用者は、バス運転者が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。)においては、厚生労働省労働基準局長の定めるところにより、1日についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は、4時間まで短縮することができる。
4. 使用者は、バス運転者の休息期間については、当該バス運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

問22 下表は、一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する運転者の4週間の運転時間の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める4週間を平均し1週間当たりの運転時間等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、「4週間を平均し1週間当たりの運転時間の延長に関する労使協定」がないものとする。

		第1週							第2週						
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
運転時間等 (時間)	休日	4	5	9	10	8	8	休日	4	9	9	6	6	6	休日

(起算日)

		第3週							第4週						
		15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日
運転時間等 (時間)	休日	6	7	5	8	10	9	休日	9	10	9	5	6	4	休日

4週間の運転時間計
172時間

(注1) 4週間の起算日は、1日とする。

(注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

- 当該4週間のすべての日を特定日とした2日を平均し1日当たりの運転時間(以下「2日を平均し1日当たりの運転時間」という。)は改善基準に違反していないが、4週間を平均し1週間当たりの運転時間が改善基準に違反している。
- 2日を平均し1日当たりの運転時間及び4週間を平均し1週間当たりの運転時間のどちらも改善基準に違反していない。
- 2日を平均し1日当たりの運転時間が改善基準に違反しているが、4週間を平均し1週間当たりの運転時間は改善基準に違反していない。
- 2日を平均し1日当たりの運転時間及び4週間を平均し1週間当たりの運転時間のどちらも改善基準に違反している。

問23 下表は、一般乗用旅客自動車運送事業の隔日勤務に従事する自動車運転者の1カ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、車庫待ち等はないものとし、また、「1カ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」及び「時間外労働及び休日労働に関する労使協定」があり、下表の1カ月は、当該協定により1カ月についての拘束時間を延長することができる月に該当する。

日付	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
拘束時間 (時間)	20		19		22		—	20		21		20		20	
始業・終業時刻	8時～4時	9時～4時	8時～6時		9時～5時	9時～6時	9時～5時	9時～5時	9時～5時						
勤務等状況	労働日	労働日	労働日	休日	労働日	労働日	労働日	労働日	休日労働日						

(起算日)

日付	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
拘束時間 (時間)	19		22		20		—	21		20		19		—	—
始業・終業時刻	9時～4時	9時～7時	7時～3時		9時～6時	9時～5時	9時～4時								
勤務等状況	労働日	労働日	労働日	休日	労働日	労働日	労働日	労働日	労働日	休日	休日				

1カ月
(1日～30日)間の拘束時間計

263時間

(注1) 協定における時間外労働及び休日労働の起算日は、1日とする。

(注2) 1日の前日は休日とする。

(注3) 時刻の表記は24時制とする。

- 2暦日についての拘束時間及び休息期間のどちらも改善基準に違反している。
- 2暦日についての拘束時間は改善基準に違反していないが、休息期間は改善基準に違反している。
- 休息期間は改善基準に違反していないが、労働基準法第35条の休日に労働させる回数は、改善基準に違反している。
- 休息期間及び労働基準法第35条の休日に労働させる回数のどちらも改善基準に違反していない。

5. 実務上の知識及び能力

問24 運行管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 運行管理者は、自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の代理人として事業用自動車の輸送の安全確保に関する業務全般を行い、交通事故を防止する役割を担っている。したがって、事故が発生した場合には、事業者と同等の責任を負うこととなる。
2. 運行管理者は、運行管理業務に精通し、確実に遂行しなければならない。そのためにも自動車輸送に関連する諸規制を理解し、実務知識を身につけると共に、日頃から運転者と積極的にコミュニケーションを図り、必要な場合にあっては運転者の声を事業者に伝え、常に安全で明るい職場環境を築いていくことも重要な役割である。
3. 運行管理者は、乗務開始及び乗務終了後の運転者に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で乗務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行う必要がある。
4. 運行管理者は、事業用自動車が運行しているときにおいては、運行管理業務に従事している必要がある。しかし、1人の運行管理者が毎日、24時間営業所に勤務することは不可能である。そのため事業者は、複数の運行管理者を選任して交替制で行わせるか、又は、運行管理者の補助者を選任し、点呼の一部を実施させるなど、確実な運行管理業務を遂行させる必要がある。

問25 点呼の実施に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 運行管理者が乗務前の点呼において、運転者の酒気帯びの有無を確認するためアルコール検知器(国土交通大臣が告示で定めたもの。以下同じ。)を使用し測定をした結果、アルコールを検出したが、道路交通法施行令第44条の3(アルコールの程度)に規定する呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム未満であったので、乗務させた。
2. 運行管理者は、乗務前の点呼において、運転者から「事業用自動車の日常点検を実施したところ、左のブレーキランプのレンズが破損していた。整備管理者に報告したが、このままの状態では運行できないとの指示があった。」との報告を受けた。そこで、当該運行管理者は、整備管理者に確認を行い、代車を出して乗務を開始させることとした。
3. 運行管理者が乗務前の点呼において、運転者の健康状態等について顔色、動作、声等を確認したところ、普段の状態とは違っており、健康状態に問題があり安全な運転に支障があると感じた。本人から聞いたところ、「昨日から熱があるが、風邪薬を飲んでいるので安全な運転に支障はない。」との報告があった。当該運行管理者は、代わりとなる運転者がいなかつたこともあり、当該運転者を乗務させた。
4. 運行管理者が乗務前の点呼において、運転者に対して酒気帯びの有無を確認しようとしたところ、営業所に設置されているアルコール検知器が停電により全て使用できなかつたことから、当該運行管理者は、運転者に携帯させるために営業所に備えてある携帯型アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認した。

問26 乗務記録、運行指示書等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 乗務記録は、乗務の開始及び終了した地点、走行距離等を運転者ごとに記録させることとされており、乗務員の日常の乗務を運行管理者が把握し、過労となる乗務の防止等業務の適正化を図るために活用するためのものである。
2. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、加害事故であるか被害事故にかかわらず、運転者にその概要と原因を乗務記録に記録させ、事故の再発防止に活用している。ただし、事故の被害が人身に及ばない事故の場合にあっては、記録させていない。
3. 運行管理者は、運転者に法令に基づく運行指示書を携行させ、運行させている途中において、自然災害により運行経路の変更を余儀なくされた。そこで当該運行管理者は、当該運転者に対して電話等により変更の指示を行ったが、携行させている運行指示書については帰庫後提出させ、運行管理者自ら当該変更内容を記載のうえ保管し、運行の安全確保を図っている。
4. 点呼の記録については、運転者からの報告事項、運転者に対する確認事項及び運行の安全に関する指示事項等を記録することによって、点呼の実施状況を把握し、点呼実施者の責任を明らかにするものであり、事故防止につながる資料ともなるものである。さらには、点呼実施者の引継ぎ資料になることから、要点を漏らさず的確に記録しておく必要がある。

問27 適切な車間距離の確保等についての運転者に対する指導に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 時速 54 キロメートルで走行中の自動車の運転者が、前車との追突の危険を認知し、ブレーキ操作を行い、ブレーキが効きはじめるまでに要する空走時間を 1 秒間とすると、当該自動車の空走距離は、15 メートルとなることを指導している。
2. 時速 54 キロメートルで走行中の自動車の運転者が、前車との追突の危険を認知しブレーキ操作を行い、ブレーキが効きはじめるまでに要する空走時間を 1 秒間とし、ブレーキが効きはじめてから停止するまでに走る制動距離を 9 メートルとすると、当該自動車の停止距離は 24 メートルとなることを指導している。
3. 他の自動車に追従して走行するときは、常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離に留意し、前車との追突等の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう制動距離と同じ距離の車間距離を保って運転するよう指導している。

問28 自動車の走行時に生じる諸現象とその主な対策に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～6)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

ア. A とは、路面が水でおおわれているときに高速で走行するとタイヤの排水作用が悪くなり、水上を滑走する状態になって操縦不能になることをいう。これを防ぐため、スピードを抑えた走行やタイヤの空気圧が適当であることを、日常点検で確認するよう運転者に対し指導する必要がある。

イ. B とは、タイヤの空気圧不足で高速走行したとき、タイヤに波打ち現象が生じ、セパレーション(剥離)やコード切れ等が発生することをいう。これを防ぐため、タイヤの空気圧が適当であることを、日常点検で確認するよう運転者に対し指導する必要がある。

ウ. C とは、フット・ブレーキを使い過ぎると、ブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングなどが摩擦のため過熱してその熱がブレーキ液に伝わり、液内に気泡が発生することによりブレーキが正常に作用しなくなり効きが低下することをいう。これを防ぐため、長い下り坂などでは、エンジン・ブレーキ等を使用し、フット・ブレーキのみの使用を避けるよう運転者に対し指導する必要がある。

エ. D とは、フット・ブレーキを使い過ぎると、ブレーキ・ドラムやブレーキ・ライニングが摩擦のため過熱することにより、ドラムとライニングの間の摩擦力が低下し、ブレーキの効きが悪くなることをいう。これを防ぐため、長い下り坂などでは、エンジン・ブレーキ等を使用し、フット・ブレーキのみの使用を避けるよう運転者に対し指導する必要がある。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. ベーパー・ロック現象 | 2. ウェット・スキッド現象 |
| 3. スタンディング・ウェーブ現象 | 4. クリープ現象 |
| 5. フェード現象 | 6. ハイドロプレーニング現象 |

問29 交通事故及び緊急事態が発生した場合における運行管理者又は事業用自動車の運転者の措置に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。

1. 貸切バスが営業所に戻るため回送で高速道路を運行中、サービスエリアにおいて当該バスの運転者から、営業所の運行管理者に対し、「現在、走行している地域一帯に大雪注意報が発令されており、雪が強く降り続いて視界が悪くなってきたので一時運転を中断している。」との連絡があった。連絡を受けた運行管理者は、「営業所では判断できないので、運行する経路を運転者自ら判断し、また、運行することが困難な状況に至った場合は、適當な待避場所を見つけて運転者自らの判断で運行の中止等を行うこと」を指示した。
2. タクシーが空車で運行中、オートバイと接触事故を起こし、オートバイが転倒した。オートバイの運転者が足を負傷し自力で動けなかったので、当該運転者を救護するため歩道に移動させた。事故現場となった当該道路における危険を防止する必要があると考え、双方の事故車両を道路脇に移動させ、発炎筒を使用して後続車に注意を促すとともに、救急車の手配と警察への通報を行い、運行管理者に連絡し、到着した警察官に事故について報告した。
3. 乗合バスが乗客を乗せ運行中、交差点の赤信号に従い停止していたところ、後続の自動車に追突され、乗客数名が重軽傷を負う事故が発生した。当該バスの運転者は、事故発生時にとるべき措置を講じた後、営業所の運行管理者に、事故の発生及び被害の状況等について連絡した。連絡を受けた運行管理者は、自社の規程に基づき、運転者から事故の状況及び乗客の状態等を確認し、負傷者の家族に連絡するとともに、負傷しなかった当該バスの乗客の意向を踏まえ、乗客を出発地まで送還するための代替バスを運行させた。
4. タクシーが乗客を乗せ自動車専用道路を運行中、大地震が発生したのに気づき当該タクシーを左側の路肩に停車させ様子を見ていた。この地震により自動車専用道路の車両通行が困難となったので、当該運転者は、運行管理者に連絡したうえで、エンジンキーを持ってドアをロックして当該タクシーを置いて乗客とともに避難した。

問30 旅行会社から下の運送依頼を受けて、貸切バス事業のA営業所の運行管理者が次のとおり運行の計画(以下「当該運行計画」という。)を立て、これに基づき運行指示書を作成した。当該運行計画に関するア及びイについて、国土交通省で定めた貸切バスの交替運転者の配置基準に照らして解答しなさい。

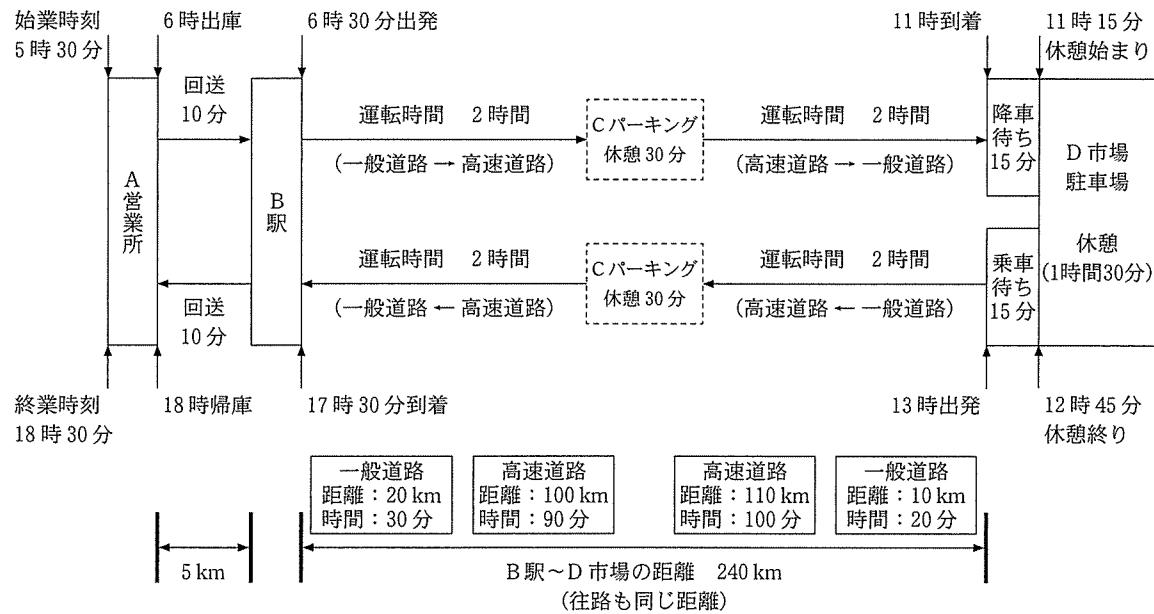
[旅行会社からの運送依頼]

- 日帰り買い物ツアー客(以下「乗客」という。)28名をB駅で乗せて6時30分に出発し、D市場駐車場まで運送する。D市場駐車場の到着時刻は11時00分とする。
- D市場駐車場で乗客を乗せて同駐車場を13時00分に出発し、B駅に17時30分に到着するよう運送する。

[運行の計画]

- 当該運行には運転者1名を乗務させることとし、交替運転者は配置しない。
- 担当運転者の当該運行直前の休息期間を16時間とし、当該運行の翌日を休日とする。
- 担当運転者を5時30分に出社させ、乗務前点呼を受けさせた後、A営業所を6時00分に出庫し、10分回送運行(走行距離5キロメートル)してB駅に到着させる。
- B駅で乗客を乗車させて同駅を6時30分に出発し、運転時間2時間経過後に30分の休憩を取り、D市場駐車場に11時00分に到着し、乗客を降車させる。B駅とD市場間の走行距離は、240キロメートル(復路も同じ距離)。
- 担当運転者には、そのままD市場の施設で1時間30分の休憩を取らせる。
- 休憩を終了し、D市場駐車場で乗客28名を乗車させて13時00分にB駅に向け出発し、運転時間2時間経過後に30分の休憩を取り、同駅に17時30分に到着させる。
- B駅で乗客を降車させた後、10分回送運行(走行距離5キロメートル)し、A営業所への帰庫を18時00分とし、乗務後点呼を行い、18時30分に退社させる。

[運行の計画図]



ア. 当該運行計画における実車距離を次の 1 ~ 3 の中から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 480 キロメートル
2. 490 キロメートル
3. 500 キロメートル

イ. 当該運行計画において、交替運転者を配置せず運転者 1 名を乗務させることについて適切である場合は解答用紙の「適」の欄に、適切でない場合は解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。